

はじめに

練馬区は豊かなみどりに恵まれた住宅都市です。みどりは練馬区を特徴づける大切な財産であり、区はみどりを守り育む各種施策に取り組んでいます。

区内のみどりの約3/4を占める民有地のみどりは年々減少しています。公共のみどりは増加しており、果たす役割は年々重要さを増しています。

こうした中、公共施設において落ち葉や日影による苦情などで、特に生育に問題のない樹木を伐採する不適切な事案が発生しています。

また、施設管理者による点検が十分でないことや、工事による根の損傷などが原因と考えられる倒木事故も発生しています。事故発生時の連絡体制が確立されておらず、適切な管理が行われているとは言えないのが現状です。

公共のみどりを適切に維持・保全していくためには、職員一人ひとりが基本的な知識を身に着けることが必要です。樹木の特性に合わせた日頃の手入れや点検を行い、良好な状態で練馬のみどりを未来へ引き継がなければなりません。



根の損傷による倒木



腐朽による倒木

公共施設の樹木育成保全ガイドについて

このガイドは、練馬区公共施設樹木管理要綱（令和2年1月15日1練環推第723号）に基づき、施設の安全性と樹木の健全性を確保することを目的として、樹木の点検、育成方法等を示すものです。

現在、施設の管理者は、樹木の管理を専門業者への委託や直営作業により実施し、施設の安全・景観の確保にあたっていますが、樹木に由来する事故や景観のき損は皆無ではありません。本ガイドは、職員が常駐する施設向けに、樹木管理を担当することになった職員の入門書として、作業の指示や実施に役立てられるよう、「幅広い内容をわかりやすく」を念頭に編集したものです。